

厚生労働省 行政施策説明

農福連携全国フォーラム2023 in ぎふ

令和5年10月28日

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数約**1,160万人**(※1)中、18歳～64歳の在宅者数約**480万人**(※2)

(内訳: 身体436.0万人、知的 109.4万人、精神614.8万人)

(内訳: 身体101.3万人、知的 58.0万人、精神320.7万人)

※1 身体障害者数及び知的障害者数は、生活のしづらさなどに関する調査及び社会福祉施設等調査等による身体障害者手帳及び療育手帳の所持者数等を元に算出した推計値、精神障害者数は、患者調査を元に算出した推計値。このほか、就労支援施策については、難病患者等が対象になる。

※2 身体障害者数及び知的障害者数については18歳～65歳未満、精神障害者数については20歳～65歳未満。

一般就労への
移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約**30.2%** 就労系障害福祉サービスの利用が約**33.0%**
- ② 就労系障害福祉サービスから一般企業への就職は、年々増加し、**令和3年は約2.1万人**が一般就労への移行を実現

大学・専修学校への進学等

障害福祉サービス

- ・就労移行支援 約 3.5万人
 - ・就労継続支援A型 約 8.0万人
 - ・就労継続支援B型 約30.5万人
- (令和4年3月)

就労系障害福祉サービス
から一般就労への移行

1,288人/H15	1.0
2,460人/H18	1.9倍
3,293人/H21	2.6倍
4,403人/H22	3.4倍
5,675人/H23	4.4倍
7,717人/H24	6.0倍
10,001人/H25	7.8倍
10,920人/H26	8.5倍
11,928人/H27	9.3倍
13,517人/H28	10.5倍
14,845人/H29	11.5倍
19,963人/H30	15.5倍
21,919人/R1	17.0倍
18,599人/R2	14.4倍

21,380人/R3 16.6倍

就職

企業等

雇用者数

約**61.4万人**
(令和4年6月1日)

※43.5人以上企業
※身体、知的、精神の
手帳所持者

ハローワークからの
紹介就職件数

96,180件
※A型: 21,554件
(令和3年度)

12,693人/年
(うち就労系障害福祉サービス **6,999人**)

特別支援学校

卒業生21,191人(令和4年3月卒)

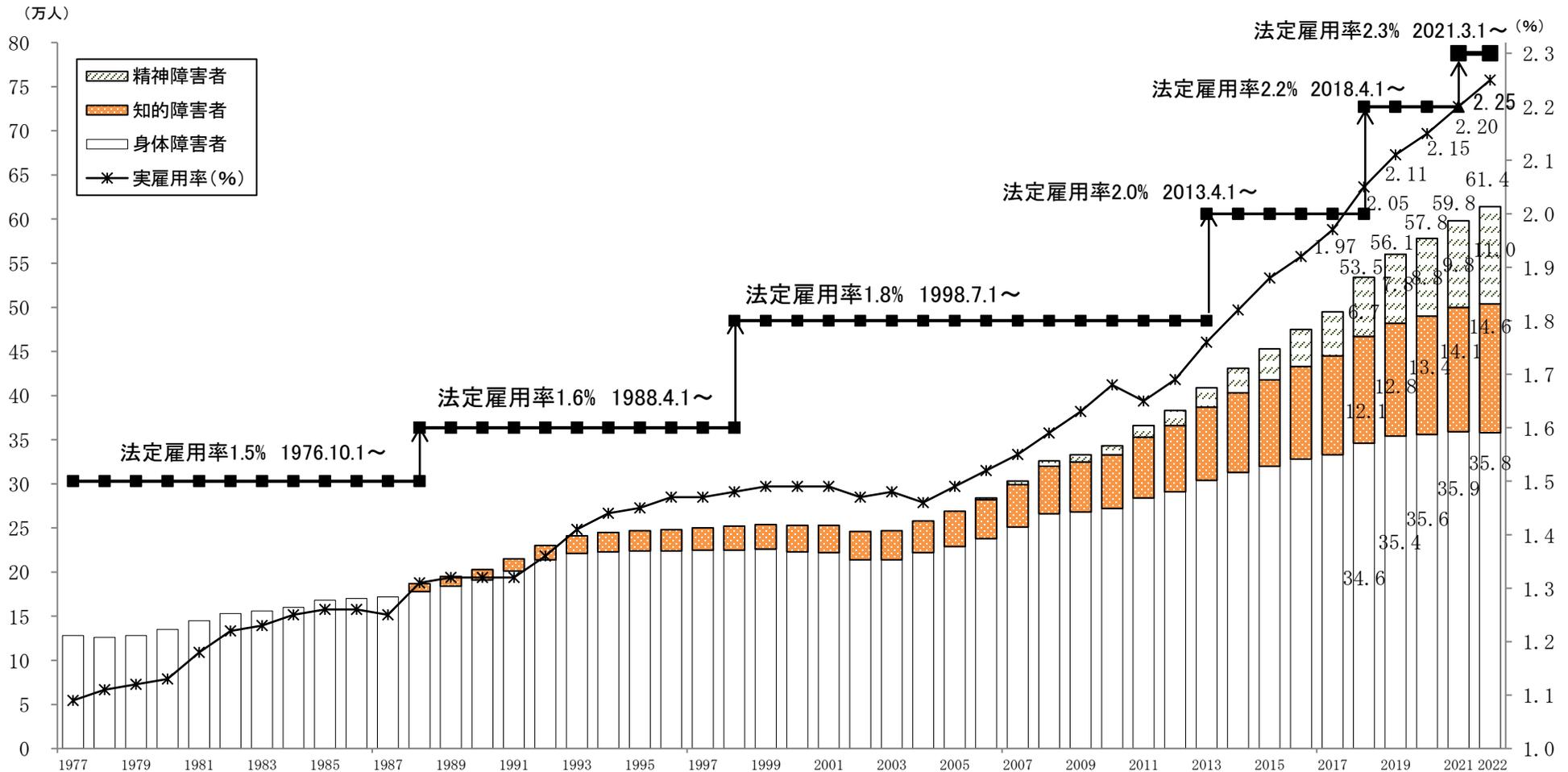
736人/年

就職 **6,390人/年**

障害者雇用の状況

(2022年6月1日現在)

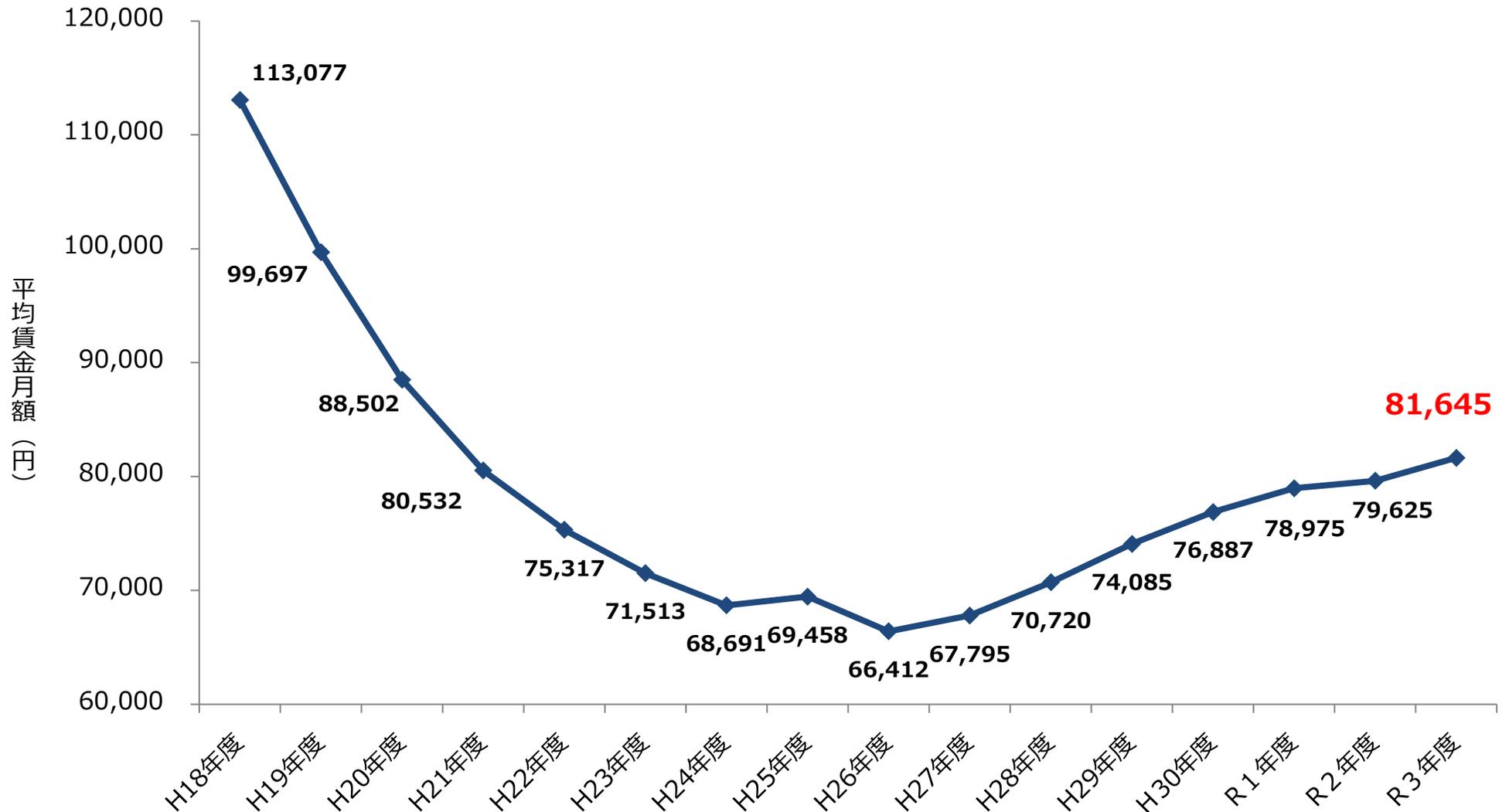
- 民間企業の雇用状況
 雇用者数 61.4万人 (身体障害者35.8万人、知的障害者14.6万人、精神障害者11.0万人)
 実雇用率 2.25% 法定雇用率達成企業割合 48.3%
- 雇用者数は19年連続で過去最高を更新。障害者雇用は着実に進展。



出典: 障害者雇用状況の集計結果

就労継続支援 A 型事業所における平均賃金月額推移

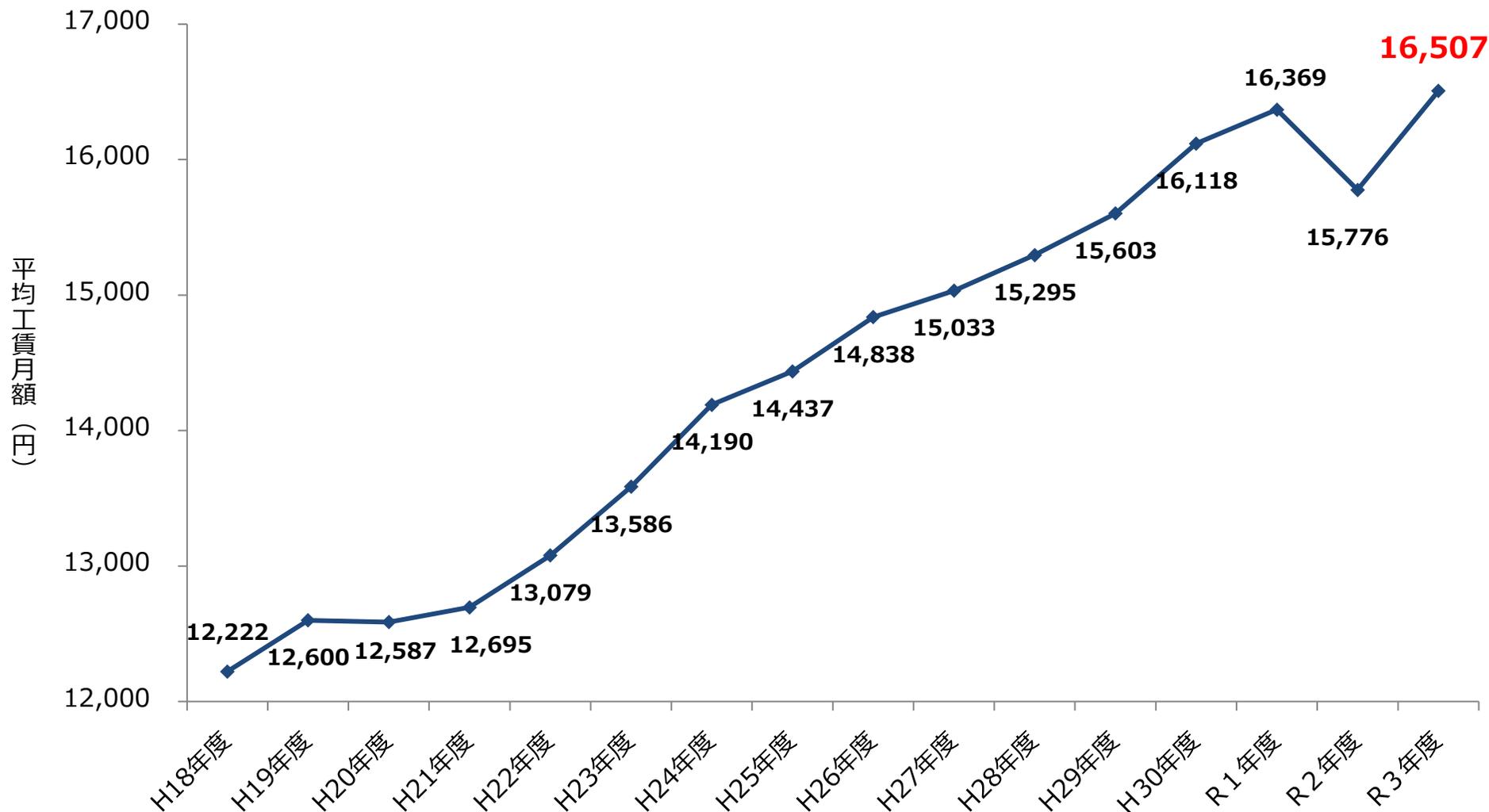
○ 就労継続支援 A 型事業所の平均賃金月額は、平成27年度以降7年連続で増加となった。



※ 平成23年度までは、就労継続支援A型事業所、福祉工場における平均賃金

就労継続支援 B 型事業所における平均工賃月額推移

○ 就労継続支援 B 型事業所の平均工賃月額は、令和 2 年度減少となったが、令和 3 年度は増加した。



※ 平成 2 3 年度までは、就労継続支援 B 型事業所、授産施設、小規模通所授産施設における平均工賃

- 農福連携を**全国的に展開**していくことが重要。
- 農福連携が浸透するにつれ、取組は多彩に。「障害者の活躍の場の拡大」や「農作業がもたらす高い効果の波及」の観点から、**農福それぞれの広がり**を支援していくことが必要。
- **農福連携をキーワードに、地域共生社会の実現**を目指す。

農福連携の全国的な機運の醸成



農福連携の広がり

林業や水産業などへの広がり

- 農業に加え、林業や水産業での取組を始める障害者就労施設も
- ▶ 地域に根付いた産業が障害者の活躍の場に



農福連携の広がり

生活困窮者などの就労訓練や認知症のある高齢者の支援への広がり

- 生活困窮者や高齢者の支援においても農作業を取り入れる事業所も
- ▶ 農福連携による効果が他分野にも波及



地域づくりの取組への広がり

- 自治体と連携協定を締結し、農福連携に取り組む企業も
- ▶ 農福連携が地域共生社会のキーワードに



農業分野と障害福祉分野の連携による効果・影響

農業側

- 農業従事者の減少・高齢化における労働力
- 別の業務等へ従事時間の確保
- 作業の見直しによる作業効率の向上
- 除草等に係る農薬等の経費削減
- 収益性向上に対する効果
- 社会貢献としての取り組み

福祉側

- 障害程度や作業能力に応じた作業の用意が可能
- 一般就労に向けての体力・精神面での訓練に有効
- 自然とのふれあいにより情緒が安定
- 工賃向上の可能性
- 農作業への関わりの喜び
- 地域交流の機会創出（農家や顧客等からの感謝）

- 具体的作業内容を見ると、「体力を要する作業」、「簡単な単純作業」が高く、貴重な労働力となっていることがわかる。
- 「剪定や芽かき、袋掛け、摘花」等、経験を有する手作業にも一定数従事しており、作業技術の習得に繋がっている。
- 農業に従事することで、意欲や自信の向上、感情面や精神面の落ち着きなどの効果が見られている。
- 過去5年間の平均工賃の増加に繋がった事業所が58.4%。的確な運営を行うことで工賃向上の効果があることがわかる。

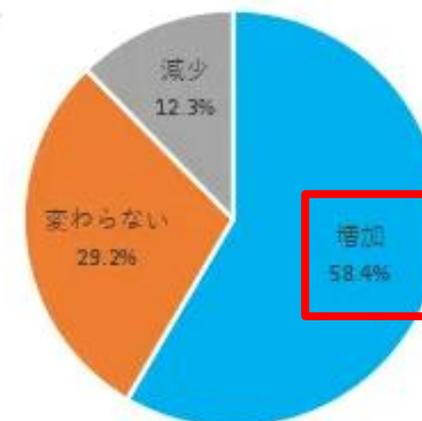
障害者等の具体的作業内



精神面・情緒面への効果



過去5年間の平均工賃等の増減



農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト（工賃向上計画支援等事業特別事業）

令和6年度概算要求額 3.8億円（3.4億円） ※（）内は前年度当初予算額

うち推進枠 42百万円

事業の趣旨

農業・林業・水産業等の分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業等の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業等に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。また、過疎地域における取組を後押しする。

実施主体

都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

補助内容・補助率

○農業等の専門家派遣による6次産業化の推進

農業等に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対する技術指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

○農福連携マルシェ開催支援事業

農業等に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。（ブロック単位でも開催可）

○意識啓発等

農業等に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。

○マッチング支援

農業等生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援を実施する経費を補助する。

※過疎地域における取組を優先的に補助。

○障害福祉分野と農業等の分野の関係者の相互理解促進

障害者就労支援施設等の支援員や農業者等の相互理解が進むように、相互の事業所の訪問や農業体験会等を実施する経費を補助する。

<事業のスキーム>

厚生労働省

補助

補助率：9/10

都道府県

農福連携マルシェの開催※委託による実施可 専門家の派遣等の支援等※委託による実施可



障害者就労施設

農業の取組推進⇒6次産業化

農福連携マルシェへの参加



就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング (市町村を中心としたマッチング支援担当者設置のモデル事業の拡充)

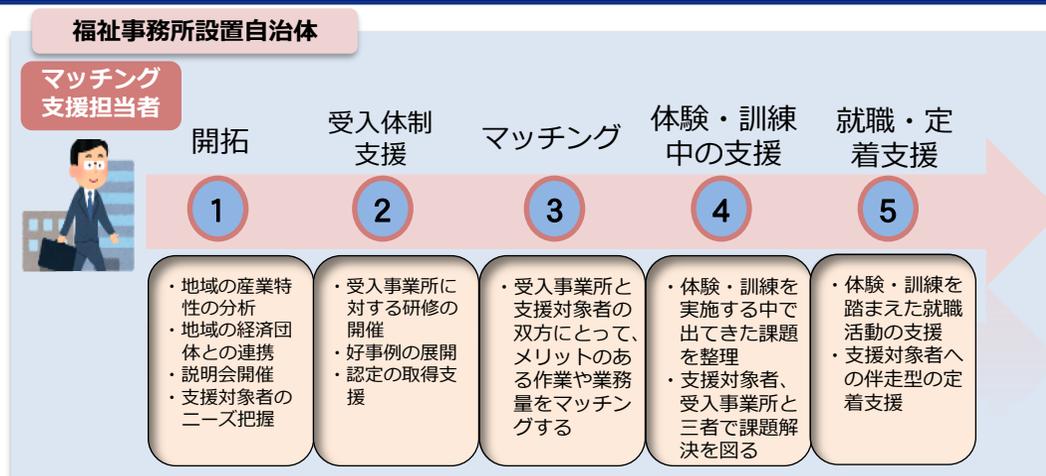
令和6年度概算要求額 2.3億円 (1.0億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023」において、個々人の状況に合わせた丁寧な寄り添い支援として、効果的・効率的な支援に取り組むことが求められている。※令和5年度からの2年間は「第二ステージ」と位置づけられてる。
- 生活困窮者の就労支援にあたっては、支援対象者の特性に応じた就労体験・就労訓練の場を開拓・確保するとともに、地域の協力事業所との連携をさらに推進する観点から、令和5年度に就労体験・訓練中の利用者・受入企業双方に対するフォローアップ支援の強化(④・⑤)を図っているところ。
- 引き続き、これらの取組を加速させるため、より身近な福祉事務所設置市町村におけるモデル事業を中心に実施し、より実践的な取組・手法等に資する課題・ポイントを整理する。

2 事業概要・イメージ

- ① 就労体験・就労訓練先の開拓
(支援対象者の特性や地域の人手不足分野に応じた開拓)
- ② 事業所に対する受入体制整備支援
(支援対象者の特性に応じた業務切り出しなど)
- ③ マッチングの実施
(支援対象者の特性と事業所の特徴を踏まえたマッチング)
- ④ 就労体験・就労訓練先への支援・負担軽減
(支援プログラムの策定支援、雇用管理支援などのフォロー)
- ⑤ 就職支援・定着支援
(雇用関係助成金の周知・活用支援など)



※複数の福祉事務所設置自治体による広域的な実施も可能とする。

3 実施主体等

【実施主体】福祉事務所設置自治体

【補助率】 10/10

【事業の経緯等】

- ・ 令和5年度は都道府県を中心としたモデル収集
- ・ 令和6年度は市町村を中心としたモデル収集

※ 令和7年度以降は就労準備支援事業としての実施を検討

【令和2年～令和4年の主な実績】

	自治体数	開拓事業所数	マッチング件数
令和2年	13	376	231
令和3年	21	455	323
令和4年	18	543	472

地域支援事業（地域支援事業交付金・重層的支援体制整備事業交付金）

令和6年度概算要求額 事項要求 1,933億円（1,933億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



咲かそう、地域包括ケアの花！

2 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

① 介護予防・日常生活支援総合事業

「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」

※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能

② 包括的支援事業・任意事業

「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」

財源構成

① 介護予防・日常生活支援総合事業

1号保険料、2号保険料と公費で構成（介護給付費の構成と同じ）

② 包括的支援事業・任意事業

1号保険料と公費で構成（2号は負担せず、公費で賄う）

	①	②
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	-

3 実施主体・事業内容等

実施主体

市町村

事業内容

高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

就労的活動の普及に向けて（地域支援事業交付金関係）

- 地域支援事業は、高齢者が**要介護状態等となることを予防**するとともに、**地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援**するもの
- 令和2年度からは、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進する観点から、地域支援事業の**包括的支援事業（生活支援体制整備事業）**において、新たに**就労的活動の普及促進策を創設**
- 具体的には、**就労的活動の場を提供できる団体・組織と就労的活動を実施したい事業者とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする人材の配置**を推進

秋田県藤里町の事例

（生涯現役を目指す就労的活動のコーディネート）

- 年代を問わず、地域活動等に意欲がある人が「働き方登録票」を事務局（社会福祉協議会）に登録。
- 事務局が**町内企業や町民からの依頼と登録者をマッチング**。
- 自分の希望に添った働き方で地域の特産品づくり等に取り組むことを通じ、生涯現役を希望する全ての人々が活躍できる環境づくりを目指している。

【働き方登録票】

分類	番号	働く方たち	働き方
A 収入	1	40歳以上	仕事優先 なんでもやります型
	2	30~40歳	自分の希望優先 職人気型
	3	20歳未満	余暇優先型
	4	ポイント	支援付
B 仕事時間	1	6時間以上	仕事優先 なんでもやります型
	2	3時間未満	自分の希望優先 職人気型
	3	2時間	余暇優先型
	4	不定	支援付
C やり気	1	一人で必死 でできます	仕事優先 なんでもやります型
	2	得意分野はひとり でできます	自分の希望優先 職人気型
	3	誰かと一緒に できます	余暇優先型
	4	支援があれば できます	支援付
D 経験	1	得意な仕事があり ます	仕事優先 なんでもやります型
	2	得意な仕事があり ません	自分の希望優先 職人気型
	3	仕事をしたことが あります	余暇優先型
	4	仕事の経験が ありません	支援付

【ふきの皮むき作業】



熊本県水俣市の事例

（一般介護予防事業を活用した食・農・福の連携）

- 65歳以上の人を対象とし、山間部では遊休農地を活用した野菜づくり、市街地ではプランターを活用した花・野菜づくり、温泉地では景観整備の草刈りや間伐で出た材木を使った椎茸栽培など、**一般介護予防事業として地域の特性に応じた様々な活動を実施**。
- 収穫した野菜を使った会食や配食により、地域の交流や高齢者の見守り・食の確保にもつながっている。
- 売上げは、活動経費として活用。

【活動風景②】



【活動風景①】



<参考> 「健康立国の実現に向けて」（令和元年7月23日全国知事会）（抄）

【提言③介護予防・フレイル対策】

- 高齢者の社会参加・就労は、介護予防・フレイル対策にも有効であることから、そのための**マッチング機能等を担う人材の確保・育成、活動支援に対する財源の確保**

高齢者生きがい活動促進事業

令和6年度概算要求額 44百万円（44百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 少子高齢化が進展し、現役世代が減少するとともに、高齢者の大幅な増加が見込まれる中、生涯現役社会の実現に向け、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持ち、積極的な社会への参加を促進するための環境を整備することが重要。
このため、住民主体による生活支援、共生の居場所づくりや農福連携に取組など、高齢者の社会参加・役割創出に資する活動等の立ち上げへの支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

以下の取組の立ち上げ支援（初度設備等の補助）を行う。

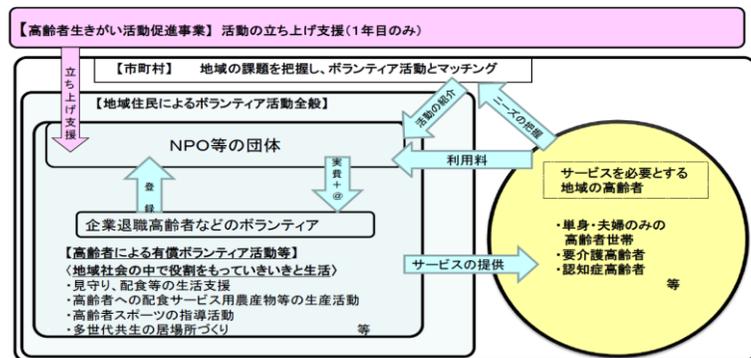
①農福連携推進事業（令和2年度創設）

高齢者が農作業や農作物の調理・販売等をとおして、運動機能低下・認知症・閉じこもり等の介護予防を図るなど、農福連携を通じ、高齢者が地域で交流し生き生きと活動できる場づくりの提供に資する活動

②高齢者等が行う地域の支え合い活動

（事業例）

- ・単身高齢者等に対する見守り、配食サービス等の有償ボランティア活動
- ・地域共生社会の推進に向け、多世代交流等の「共生の居場所づくり」に資する活動 など



3 実施主体等

【実施主体】市区町村 【補助率】 定額（国10/10）

【補助対象数】

1 市区町村あたり原則 1 団体

【補助上限額】

①の取組200万円、②の取組100万円

地域づくり加速化事業による伴走的支援を受けた市区町村において、その課題解決に資する取組に対して補助を行うものである場合は、補助対象数を別途 1 市区町村あたり 1 団体追加するとともに、補助上限額も①・②それぞれ100万円ずつ増額する（令和5年度拡充）。

※中山間地域等の農山漁村において、地域資源やデジタル技術を活用した取組を行う場合の優先採択枠を設ける。

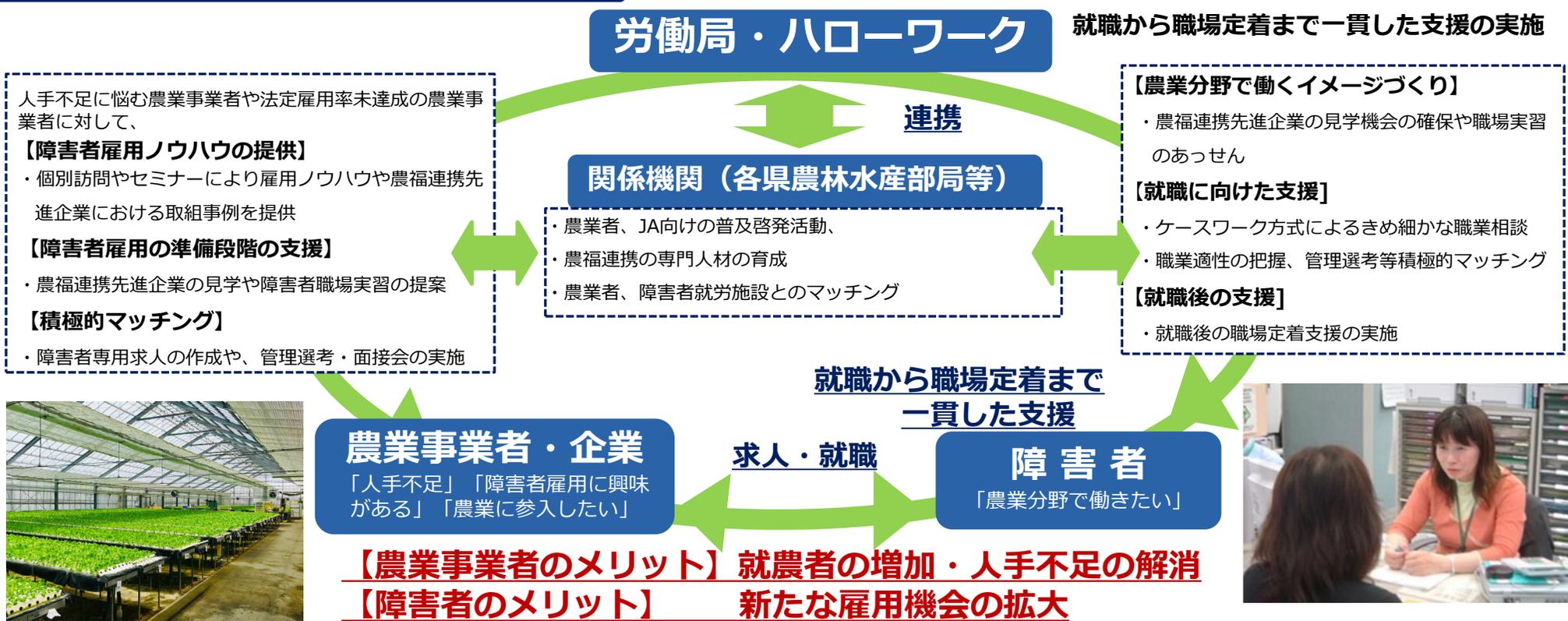
【補助実績】 12自治体（令和4年度）

雇用分野における“農福連携”の推進

趣旨・目的

- ・農業現場では、様々な種類の作物が生産され、それぞれ多岐にわたる作業（加工等を含む。）が必要となり、障害者が取り組みやすいよう工夫することで、障害者が働き手となる可能性が大きく広がる。
- ・このため、雇用分野における農福連携を推進するため、農林水産行政と連携の上、人手不足に悩む農業事業者等に対し、ハローワークによる障害者雇用に係るノウハウ提供や先進事例の紹介等を行うとともに、農業に興味のある障害者の就職から職場定着まで一貫した支援を実施する。

農業事業者と障害者のマッチング支援



ハロートレーニング(公共職業訓練・求職者支援訓練)の全体像



公共職業訓練

求職者支援訓練

離職者向け

対象：ハローワークの求職者 **主に雇用保険受給者(無料(テキスト代等除く))**

訓練期間：概ね3か月～2年

実施機関

※受講期間中
基本手当+受講手当(500円/訓練日)+通所手当+寄宿手当を支給

国 (ポリテクセンター)	都道府県 (職業能力開発校)	民間教育訓練機関等 (都道府県からの委託)
主にものづくり分野の高度な訓練を実施 (金属加工科、住環境計画科等)	地域の実情に応じた多様な訓練を実施 (木工科、自動車整備科等)	事務系、介護系、情報系等モデルカリキュラムなどによる訓練を実施

在職者向け

対象：在職労働者 (有料)

訓練期間：概ね2日～5日

実施機関：○国 (ポリテクセンター・ポリテクカレッジ)
○都道府県 (職業能力開発校)

学卒者向け

対象：高等学校卒業者等 (有料)

訓練期間：1年又は2年

実施機関：○国 (ポリテクカレッジ)
○都道府県 (職業能力開発校)

障害者向け

対象：ハローワークの求職障害者 (無料)

訓練期間：概ね3か月～1年

実施機関：○国 (障害者職業能力開発校)

別添の通り、障害者訓練により農福連携も実施している。

- ・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構営
- ・都道府県営 (国からの委託)

○都道府県 (障害者職業能力開発校、職業能力開発校)

○民間教育訓練機関等 (都道府県からの委託)

対象：ハローワークの求職者 **主に雇用保険を受給できない方**

(無料 (テキスト代等除く))

訓練期間：2～6か月 (※1)

実施機関

※1 令和6年3月末までの時限措置として、在職中の方等で訓練期間や訓練時間に配慮が必要な方を対象とする場合、より短期間(2週間～)で設定可

※2 職業訓練受講給付金の支給対象とならない方も、一定の要件(本人収入12万円以下、世帯収入が月30万円以下等、一定の要件を満たす場合)

※2 職業訓練受講給付金の支給対象とならない方も、一定の要件(本人収入12万円以下、世帯収入が月30万円以下等)を満たしていれば、通所手当のみの支給が可能。

民間教育訓練機関等
(訓練コースごとに厚生労働大臣が認定)

<基礎コース> 基礎的能力を習得する訓練	<実践コース> 基礎的能力から実践的能力まで一括して習得する訓練 (介護系(介護福祉サービス科等)、情報系(ソフトウェアプログラマー養成科等)、医療事務系(医療・調剤事務科等)等)
--------------------------------------	---

令和3年度 公共職業訓練 実績	合計		国(ポリテクセンター等)		都道府県	
	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率
離職者訓練	108,150	-	25,265	-	82,885	-
うち施設内	31,787	86.1%	25,217	87.4%	6,570	82.5%
うち委託	76,363	73.0%	48	47.9%	76,315	73.1%
在職者訓練	92,467	-	54,220	-	38,247	-
学卒者訓練	15,841	96.5%	5,554	99.2%	10,287	95.5%
合計	216,458	-	85,039	-	131,419	-

令和3年度 公共職業訓練 実績 障害者訓練 (離職者訓練の うち施設内)	合計		国立機構営		国立都道府県営		都道府県立	
	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率
	1,376	64.7%	360	77.3%	816	60.3%	200	67.5%

令和3年度求職者支援訓練 実績
受講者数：28,260人
(基礎コース) 5,217人 就職率：53.9% (実践コース) 23,043人 就職率：60.0%

障害者委託訓練の農業分野の事例

- 都道府県において、企業等を委託先とし事業所現場を活用して実践的な職業能力の習得を目的として障害者委託訓練を実施。農業分野においても事例があり、実際の農作業に従事することで就職に向けたスキル習得等を行っている。

【事例1】株式会社アルプスの杜（山梨県）

○訓練実施機関の事業内容等

- ・農産物の栽培(ビニールハウス栽培や露地栽培)、収穫、直売所への出荷製品の封入等の室内作業

○訓練受講者・期間・内容

- ・知的障害のある訓練生1名・35日間
- ・栽培準備から収穫作業及び仕分け、野菜の袋詰め、コンテナ入れ、ワイン用葡萄の管理

○訓練において配慮した点・効果的だった点・課題等

- ・訓練生には精神的にも不安があったため、能開校は事前の相談及び開始後の状況把握を十分に行った。また、訓練中も、困ったこと等の相談を受けてもらえるよう、訓練受講先に依頼した。
- ・暑さがあることで体力的な懸念があったため、室外作業と室内作業を組み合わせた。
- ・訓練受講先では、毎日同じ作業を行うため、1日の見通しが立ちやすく、訓練生が仕事を覚えやすかった。

(室外での収穫作業)



【事例2】仁井田農園（高知県）

○訓練実施機関の事業内容等

- ・キュウリを中心にピーマン、トマト、ナス等の野菜の生産、出荷

○訓練受講者・期間・内容

- ・精神障害（発達障害含む）のある訓練生1名・2ヶ月間（※令和3年度が初の受け入れ）
- ・キュウリの生産、出荷業務全般

○訓練において配慮した点・効果的だった点・課題等

- ・障害特性上、野菜の大きさや形等、収穫の可否を判断する事が難しかったため、
- ・本人の得意な作業を優先して業務の切り出しを行い作業内容を調整した。
- ・本人が困った時に混乱しないよう、指示者や相談先を具体的に示して訓練を実施した。

○訓練修了後の就職状況

- ・訓練修了後は、訓練受入先に就職し、キュウリを中心とした野菜の生産業務（収穫以外）に従事している。

(キュウリの蔓下ろし作業)



【事例3】ホープシード株式会社（三重県）

○訓練実施機関の事業内容等

- ・きのこやさつまいもの栽培、出荷販売

○訓練受講者・期間・内容

- ・精神障害のある訓練生1名・3ヶ月間
- ・培養室内における作業（きのこ菌の植え付け、温度管理）及び出荷作業等、社会人マナー等

○訓練において配慮した点・効果的だった点・課題等

- ・専任の指導員以外の正社員とのコミュニケーションの取り方についても訓練を行ったことで、意思疎通が図れるようになった。

○訓練修了後の就職状況

- ・訓練内容を十分に習得し、訓練修了後、訓練受託先に正社員として就職している。
- ・現在、3名の障害者が雇用され、後輩を指導する役割を任されている。

(きのこの栽培)

